解体工事、リフォーム工事を行う事業者のみなさまへ

大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3（2021）年4月から施行されます。

規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大※1します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。

罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。

事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。（書面調査、目視調査及び分析調査）
- ✓ 「必要な知識を有する者※2」による 事前調査の実施を義務付けます。（施行：令和5年10月～）
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等※3が事前調査結果を都道府県等※4へ報告することを義務付けます。（施行：令和4年4月～）
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存※5することを義務付けます。

作業記録の作成・保存

- ✓ 必要な知識を有する者※6」による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存※7を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事ついては作業実施の届出の対象から除外。
※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
※3 元請事業者または自主施工者
※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。
※5 解体等工事終了後3年間保存
※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者
※7 解体等工事終了後3年間保存

石綿（アスベスト）とは

石綿（アスベスト）は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため日本では現在製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。

代表的な石綿（アスベスト）

クロシドライト（青石綿）　アモサイト（茶石綿）　クリソタイル（白石綿）

出典：THE　ASBESTOS／せきめん読本（1996年日本石綿協会）

石綿（アスベスト）の使用と規制

昭和30年頃	建材としての使用が一般化
昭和50年	石綿を5%を超えて含有する吹付作業の原則禁止
昭和55年	石綿含有吹付けロックウールの使用終了
昭和62年11月	建築物耐火構造規定から吹付石綿を除外
平成 7年 1月	〈阪神・淡路大震災〉
4月	石綿を1%を超えて含有する吹付作業の原則禁止
平成16年10月	石綿を1%を超えて含有する主な建材、摩擦材及び接着剤の新たな製造等の禁止
平成17年 6月	〈石綿製造工場周辺での石綿由来疾病発生事案〉
7月	石綿を1%を超えて含有する吹付作業の全面禁止
平成18年 9月	石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の禁止
平成24年 4月	石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の全面禁止

新たに石綿含有成形板等が規制対象となりました。

一般的な住宅にも使用されていることがあります。

石綿含有スレート（波板）

石綿含有けい酸
カルシウム板第1種

石綿含有窯業系サイディング

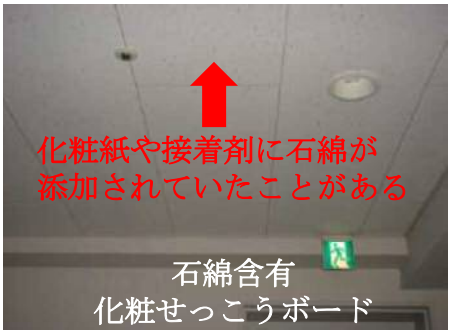

石綿含有
化粧せっこうボード

石綿含有ロックウール
吸音板（写真はリブ付き）

石綿含有ビニル床タイル

出典：目で見るアスベスト（第２版　平成20年３月国土交通省）

新たに規制対象となった石綿含有成形板等については、作業基準として、作業計画の作成、作業実施の記録、作業記録の作成・保存のほか、以下の基準があります。

特定建築材料の種類	作業基準
	※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※1を講ずること。
石綿含有けい酸 カルシウム板第1種	(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	(2)(1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。 ①除去部分の周辺を事前に養生すること ②除去する建材を薬液等により湿潤化※2すること
	(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)
その他の 石綿含有成形板等	(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	(2)(1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化すること
	(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

※1　同等以上の効果を有する措置例：負圧隔離養生（隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用）
※2　薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。
☆　その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺の状況に応じて養生を行うことが望ましい。

● 詳細は、以下のホームページをご覧ください。

環境省　大防法改正

・改正内容の詳細（リーフレット）
https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main16.pdf

・法改正の資料等掲載ページ
https://www.env.go.jp/air/post_48.html

環境省
水・大気環境局 大気環境課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1－2－2　中央合同庁舎５号館
TEL 03-3581-3351（代表）内線6536　FAX 03-3580-7173
http://www.env.go.jp/